

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月26日

【会社名】 エン・ジャパン株式会社

【英訳名】 en-japan inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 孝二

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 玉井 伯樹

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 玉井 伯樹

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 140,940,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年6月26日に、第19期（自2018年4月1日至2019年3月31日）の有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書及び臨時報告書を関東財務局に提出いたしました。これに伴い、2019年6月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該有価証券報告書等を参照書類に追加し、併せてこれに関連する必要な訂正をするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2019年6月20日に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差替えます。

（添付書類の削除）

2019年3月期 決算短信 [ 日本基準 ] （連結）

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 第三部【参照情報】

#### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

##### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月27日関東財務局長に提出

##### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月9日関東財務局長に提出

##### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月14日関東財務局長に提出

##### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月13日関東財務局長に提出

##### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年6月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月29日に関東財務局長に提出

（訂正後）

##### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月26日関東財務局長に提出

##### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

##### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月26日に関東財務局長に提出

##### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2019年6月26日に、関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（2019年6月20日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2019年6月20日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。